

第 12 回共通商品券全国大会 in たまな

「玉名宣言」

中心市街地の活性化を目指した「まちづくり 3 法」（大店立地法・都市計画法改正による土地利用規制・中心市街地活性化法）は制定後 10 年以上の歳月が流れたが、商店街を取り巻く状況は改善されていない。それどころかむしろ地盤沈下の歯止めがかからないのが現状である。

一方で、商店街が持つ「地域コミュニティの担い手」としての機能は従来にも増してその役割を求められている。少子高齢化が進行し、その歪が深刻化する中で、公的な支援を受けられずに困っている人は地域の中に多数存在している。子育て支援や、高齢者サービスの提供といった生活の基本となる環境整備が十分とは言えない状況の中で、公共と連携し、商店街が地域内に必要な施設・サービスを開設し運営していくことも求められている時代ではないだろうか。

このように新しい機能が商店街に求められている大きな転換のこの時期に、「第 12 回共通商品券全国大会」に集い、今一度われわれの果たすべき役割を確認すべく、二日間にわたり交流討議を行った。以下、「玉名宣言」としてここに宣言する。

1. われわれは、「地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくり」の担い手として積極的にその役割を果たす。
2. われわれは、地域のつながりの再構築（地域内連携）を目指す。住民同士の協働に協力し、住民と商店街の連携で、様々な協働活動や地産地消、地域内の産業連携等を推進し、地域の活性化を進める。
3. われわれは、「スタンプ・ポイント」、「共通商品券」等のソフト事業をダイナミックに進め、お客様との信頼関係の強化に努める。
4. われわれは、当協議会を商店街における諸問題の解決に取り組む組織として位置づけ、その責任を果たすため、情報発信に努め積極的に行動する。

以上、大会宣言とする。

平成 25 年 7 月 5 日

第 12 回共通商品券全国大会 in たまな